

青森県報

号外第二十五号

平成十七年
三月二十五日
(金曜日)

目 次

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則	(人事課) … 一
青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則	(同) … 一
青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則	(総務学事課) … 二
青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則	(同) … 二
知事が取り扱う個人情報情報の保護に関する規則の一部を改正する規則	(同) … 二
青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則	(同) … 四
青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則	(健康福祉政策課) … 五
青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(保健衛生課) … 六
青森県保育士試験規則を廃止する規則	(こどもみらい課) … 六
青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則	(総合販売戦略課) … 六
青森県酪農振興センター規則の一部を改正する規則	(畜産課) … 七
青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(整備企画課) … 七

訓 令

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令(建築住宅課) … 八

規 則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十八号

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則の一部を改正する規則

青森県知事の職務を代理する上席の事務吏員を定める規則(平成十五年六月青森県規則第五十六号)の一部を次のように改正する。

「青森県部等設置条例」を「青森県部設置条例」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の事務処理の特例に関する条例の規定に基づき市町村が処理する事務に関する規則（平成十二年三月青森県規則第九十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「第二十六条」を「第二十七条」に改め、同条を第四条とする。
第二条中「第二十五条第六号」を「第二十六条第六号」に改め、同条第一号中「第二十五条第二号」を「第二十六条第二号」に改め、同条第二号中「第二十五条第三号」を「第二十六条第三号」に改め、同条を第三条とし、第一条の次に次の一条を加える。
（青森県県営住宅規則に基づく事務）

第二条 特例条例第十九条第十九号に規定する青森県県営住宅条例（昭和三十六年十二月青森県条例第六十九号）の施行に関する事務のうち、同条例の施行のための規則に基づく事務であつて、規則で定めるものは、青森県県営住宅規則（昭和三十七年二月青森県規則第八号。以下「県営住宅規則」といふ。）に基づく次に掲げる事務とする。

- 一 県営住宅規則第五条の規定による保証人住所等変更届の受理に関すること。
- 二 県営住宅規則第六条の規定による住民票の写し及び所得証明書徴収に関すること。
- 三 県営住宅規則第十条の規定による県営住宅不在届の受理に関すること。
- 四 県営住宅規則第十一条の規定による異動届の受理に関すること。
- 五 県営住宅規則第三十三条の規定による駐車場利用変更届の受理に関すること。
- 六 県営住宅規則第三十四条の規定による返還届の受理に関すること。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

青森県知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和四十九年十月青森県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第十条第三号及び第十一条中「登記簿の謄本」を「登記事項証明書」に改める。
第二号様式、第五号様式、第六号様式、第八号様式及び第九号様式中「~~破産審判の議~~」を「~~破産審判の議~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

青森県個人情報保護条例施行規則（平成十一年五月青森県規則第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三十二条第三項」を「第四十一条第三項」に、「第三十七条第一項」を「第四十六条第一項」に改める。
第三条中「第三十七条第二項」を「第四十六条第二項」に改める。
第五条第一項中「第四十九条」を「第五十九条」に改め、同条第二項第一号口中「訂正等の請求」を「訂正請求」に、「訂正等の決定」を「訂正決定等」に改め、同号八及び二を次のように改める。

八 利用停止請求の件数及び利用停止決定等の状況

二 開示決定等、訂正決定等及び利用停止決定等についての不服申立ての件数並びにこれらについての裁決又は決定の状況

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十二号

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

知事が取り扱う個人情報の保護に関する規則（平成十一年五月青森県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（保有個人情報開示請求書）」に改め、同条中「第十四条第一項」を「第十五条第一項」に、「個人情報開示請求書」を「保有個人情報開示請求書」に改める。

第三条第一項中「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改め、同条第二項中「第十七条第四項、第十八条第三項、第二十二條第三項及び第二十七條第五項」を「第十九条第四項、第二十条第三項、第二十七條第二項及び第三十三條第二項」と、「第十四条第二項」を「第十五条第二項」に改める。

第四条中「第十六条第一項」を「第十八条第一項」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同条に次の一項を加える。

2 条例第十八条第二項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 開示請求の年月日
- 二 条例第十八条第二項第一号又は第二号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由

三 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

四 その他知事が必要と認める事項

第五条の見出し中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第一項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第十七条第一項第三号」を「第十九条第一項第三号」に改め、同項第一号及び第二号並びに同条第二項中「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第三項中「第十七条第一項ただし書」を「第十九条第一項ただし書」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第四項中「個人情報」を「保有個人情報」に、「第十五条第三項」を「第十六条第四項」に改める。

第六条第一項中「第十七条第三項」を「第十九条第三項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第三項中「第十七条第二項」を「第十九条第二項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に、「第十五条第三項」を「第十六条第四項」に改

める。

第七条第一項中「第十八条第一項」を「第二十条第一項」に、「個人情報」を「保有個人情報」に改め、同条第二項中「第十八条第二項」を「第二十条第二項」に改める。

第八条の見出しを「（保有個人情報訂正請求書）」に改め、同条中「第二十三条第一項」を「第二十七條第一項」に、「個人情報訂正等請求書」を「保有個人情報訂正請求書」に改める。

第九条の見出しを「（保有個人情報利用停止請求書）」に改め、同条中「第二十七條第二項」を「第三十三條第一項」に、「個人情報是正申出書」を「保有個人情報利用停止請求書」に改める。

第十条中「第二十九條」を「第三十九條」と改める。

第十三条中「個人情報開示請求書」を「保有個人情報開示請求書」と、「第十三条第一項」を「第十四条第一項」と、「個人情報の開示」を「保有個人情報の開示」と、「個人情報を特定するために必要な」と「保有個人情報が記録されている行政文書の名称その他の開示請求に係る保有個人情報を特定するに足りる」と、「個人情報の内容」と「保有個人情報の内容」とを、「提出し、又は提示して」と「提示し、又は提出して」と改める。

第十九条第三項中「個人情報の」と「保有個人情報の」と、「第十七条第三項」を「第十九条第三項」と、「個人情報の」と「保有個人情報の」と、「申し出る個人情報」と「申し出る保有個人情報」とを、「提出し、又は提示して」と「提示し、又は提出して」と改める。

第二十一条中「個人情報訂正等請求書」を「保有個人情報訂正請求書」と、「第二十二條第一項」を「第二十六条第一項」と、「個人情報の訂正等」と「保有個人情報の訂正」と、「訂正等の請求に係る個人情報を特定するために必要な」と「訂正請求に係る保有個人情報を特定するに足りる」と、「個人情報の内容」と「保有個人情報の内容」と、「訂正等を求める箇所及び内容」と「訂正請求の趣旨及び理由」とを、「訂正等の」と「訂正等」と改める。

注1 請求者本人であることを証明する書類等（運転免許証、旅券等）を提示し、又は提出してください。

2 訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等がある場合は、当該書類等を提示し、又は提出してください。

3 法定代理人が請求する場合には、1及び2の書類等のほか、法定代理人である

ことを証明する書類等（戸籍謄本等）を提示し、又は提出してください。

提出書類中に「個人情報更正申出書」や「保有個人情報利用停止請求書」及び

「出者」や「請求者」並びに「申し出る場合には、次」や「請求する場合には、次」並びに

「第27条第1項」や「第32条第1項」並びに「個人情報の取扱いの更正を申し出ます」や「保有個人情報の利用停止を請求します」並びに「更正の申出に係る個人情報を特定するために必要な」や「利用停止請求に係る保有個人情報を特定するに足りる」並びに「申出に係る個人情報の」や「請求に係る保有個人情報の」並びに「更正を求める個人情報の取扱い及び内容」や「利用停止請求の趣旨及び理由」並びに「同様の注の1」中「申出者本人」や「請求者本人」並びに「提出し、又は提示して」や「提示し、又は提出して」並びに「同表の注」中「申し出る」や「請求する」並びに「提出し、又は提示して」を「提示し、又は提出して」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県公舎条例施行規則の一部を改正する規則

青森県公舎条例施行規則（昭和三十七年一月青森県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第九条を削る。

第十条第一項を次のように改める。

公舎の家屋又は家屋の部分が建築後別表第二の年数の欄に掲げる年数を経過することとなる場合においては、条例第五条第三項の規定により、同表の構造並びに公

舎の所在地及び年数の区分に応じ、当該経過することとなる日の属する年度の翌年度から、それぞれ同表の金額の欄に定める金額（当該公舎の延べ面積（公舎のうち家屋の延べ面積（家屋の部分を使用する場合にあつては、専用部分の床面積を合計した面積）をいう。以下同じ。）の区分に応じた金額をいう。）を、同条第二項に規定する基準入居料の額（以下「基準入居料の額」という。）から控除して基準入居料の額に調整を加えるものとする。

第十条を第九条とする。

第十一条第一項中「二」を「いずれかに」に改め、「第九条又は」を削り、同条を第十条とし、第十二条を第十一条とし、第十三条を第十二条とする。

第十四条及び第十五条を削る。

第十六条の表中「子ども自立センターみらい所長」を削り、同条を第十三条とし、第十七条から第二十二条までを三条ずつ繰り上げる。

別表第二号(中)「西地方農林水産事務所長」を「西北地方農林水産事務所長」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二（第九条関係）

組構造	年	金 額			
		五十五平方メートル未満	五十五平方メートル以上七十七平方メートル未満	七十七平方メートル以上八十九平方メートル未満	八十九平方メートル以上
構造 公舎の所在地	甲地及び乙地（条例第五条第一項の表に規定する甲地及び乙地をいう。以下同じ。）	百六十九円	百三十二円	百五十二円	百八十六円
	その他の地域（条例第五条第一項の表に規定するその他の地域をいう。以下同じ。）	百六十九円	百三十二円	百五十二円	百八十六円
木 造	甲地及び乙地	二百七十九円	二百五十二円	二百九十三円	三百五十二円
	その他の地域	二百七十九円	二百五十二円	二百九十三円	三百五十二円
組構造	甲地及び乙地	二百七十九円	二百五十二円	二百九十三円	三百五十二円
	その他の地域	二百七十九円	二百五十二円	二百九十三円	三百五十二円

その他の地域	十五年	百三十円	百五十九円	百八十三円	二百十八円	二百七十六円
	二十年	百六十八円	二百七円	二百三十八円	二百八十四円	三百五十八円
	二十五年	百九十六円	二百四十二円	二百七十九円	三百三十一円	四百十九円
	三十年	二百一十二円	二百六十一円	三百一円	三百五十九円	四百五十四円
	三十五年	二百三十二円	二百八十六円	三百二十九円	三百九十九円	四百九十五円
	四十年	二百四十二円	二百九十八円	三百四十三円	四百八円	五百十六円
鉄骨鉄筋コンクリート造	十五年	五十四円	六十七円	七十七円	九十一円	百十五円
	二十年	九十七円	百九円	百三十七円	百六十三円	二百六円
	二十五年	百一十円	百六円	百八十四円	二百十九円	二百七十七円
	三十年	百五十七円	百九十三円	二百一十一円	二百六十九円	三百三十三円
	三十五年	百七十七円	百八十八円	二百五十九円	三百七十三円	三百七十六円
	四十年	百九十四円	二百一十八円	二百七十三円	三百九十四円	四百十円
	四十五年	百六十六円	二百五十三円	二百九十一円	三百四十五円	四百三十七円
	五十年	二百一十二円	二百六十五円	三百五円	三百七十一円	四百五十八円
		二百五十一円	三百九円	三百五十五円	四百一十一円	四百七十七円

第七号様式中「第17条」を「第14条」に改める。
 第八号様式及び第九号様式中「第20条」を「第17条」に改める。
 第十号様式及び第十一号様式中「第21条」を「第18条」に改める。
 第十一号様式中「第22条」を「第19条」に改める。

附 則

- この規則は、平成十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の日前において、西地方農林水産事務所長が行った承認その他の行為又は西地方農林水産事務所長に対して行った申請その他の行為は、西北地方農林水産事務所長が行った承認その他の行為又は西北地方農林水産事務所長に対して行った申請その他の行為とみなす。

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十四号

青森県生活保護法施行細則の一部を改正する規則

青森県生活保護法施行細則（平成七年三月青森県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第十八号様式及び第十九号様式中

「（教示）」

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

「（教示）」

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。

」

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から50日を経過しても判決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経なくても決定の取消しの訴えを提起することができます。

」

第二十号様式中

「（教示）」 この決定について不服があるときは、この決定のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

「（教示）」

この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、知事に対して審査請求をすることができます。

この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となります。）、提起することができます。

」

なお、この決定の取消しの訴えは、この決定についての審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があった日から50日を経過しても判決がないとき、決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要

があるとき、その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも決定の取消しの訴えを提起することができます。」

改める。
第二十九号様式中「登記簿の写し」を「登記事項証明書」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十五号

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則（平成四年二月青森県規則第六号）の一部を次のように改正する。

- 第一号様式の注中「~~登記簿抄本~~」を「~~登記事項証明書~~」に改める。
- 第三号様式の注中「~~登記簿抄本~~」を「~~登記事項証明書~~」に改める。
- 第四号様式のその二の注及びその三の注中「~~登記簿の謄本~~」を「~~登記事項証明書~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県保育士試験規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十六号

青森県保育士試験規則を廃止する規則

青森県保育士試験規則（昭和三十四年四月青森県規則第三十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十七号

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則

青森県地方卸売市場規則（昭和四十七年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第六号イを次のように改める。

イ 登記事項証明書

第三条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、同条第一項中「第三条第三項第七号」を「第三条第三項第八号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

条例第三条第三項第四号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託手数料の徴収の方法に関する事項
- 二 委託手数料の額の決定に関する事項
- 三 委託手数料の額の周知に関する事項

第四条第三号中「前条第四項第一号」を「前条第五項第一号」に改め、同条第四号中「前条第四項第六号」を「前条第五項第六号」に改め、同条第五号中「前条第四項第七号」を「前条第五項第七号」に改める。

第十条を削り、第十一条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

第一号様式から第十二号様式までの規定中「~~第16条~~」を「~~第15条~~」に改める。
第十三号様式中「~~第17条~~」を「~~第16条~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条に第一項として一項を加える改正規定（同条第一項第二号及び第三号に係る部分に限る。）は、平成二十一年四月一日から施行する。

青森県酪農振興センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十八号

青森県酪農振興センター規則の一部を改正する規則

青森県酪農振興センター規則（昭和四十四年三月青森県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「の規定により設置された酪農振興センターの管理について」を「第六条第二項、第七条第二項及び第九条並びに青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成十七年三月青森県条例第六号）第六条の規定に基づき、酪農振興センターの管理に関し」に改める。
第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条から第八条までを一条ずつ繰り上げる。
本則に次の一条を加える。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第八条 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例第二条の規定により同条に規定する指定管理者に酪農振興センターの管理を行わせることとした場合は、当該指定管理者は、次に掲げる業務を行う。

- 一 条例第二条に規定する業務
 - 二 条例第四条の規定による許可に関する事。
 - 三 条例第八条の規定による許可の取消しに関する事。
 - 四 酪農振興センターの施設、設備等の維持管理に関する事。
 - 五 その他酪農振興センターの管理に関し必要な業務
- 第一号様式中「並9並」を「並5並」に改める。
第二号様式中「並7並」を「並9並」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条の改正規定及び本則に一条を加える改正規定は、青森県酪農振興センター条例の一部を改正する条例（平成十七年三月青森県条例第三十六号）の施行の日から施行する。

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十九号

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則の一部を改正する規則

青森県不動産の鑑定評価に関する法律施行細則（昭和四十五年七月青森県規則第五十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式の1の(7)中「都市計画区域」を「公営区域」に、

都市計画区域 <small>住居系地区及び 業務系地区の別</small>	市街化区域	市街化区域	街 化 区 域	その 他 の 都 市 計 画 区 域	計
	市街化区域 調整区域	市街化区域	街 化 区 域	その 他 の 都 市 計 画 区 域	計

を

公営区域 <small>住居系地区及び 業務系地区の別</small>	市街化区域	市街化区域	街 化 区 域	その 他 の 都 市 計 画 区 域	計
	市街化区域 調整区域	市街化区域	街 化 区 域	その 他 の 都 市 計 画 区 域	計

に改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十七年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県営住宅管理人に関する規程の一部を改正する訓令

青森県営住宅管理人に関する規程（昭和三十九年四月青森県訓令甲第二十六号）
の一部を次のように改正する。

第一条の表桜町団地の項を削る。

附 則

この訓令は、平成十七年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭